

今、取り組んでいる仕事に全力投球

倉下 桂輔 さん



くらした けいすけさん / 平成3年2月生まれ / J A つべつ勤務 / 共和在住

# 青春

くるーずあっぷ

今年4月からJ A つべつに勤めている倉下桂輔さんは、苦小牧市の出身。苦小牧南高校から酪農学園大学に進学し、酪農学科で畜産を専攻しました。

就職先にJ A つべつを志望した理由は、「祖父母が農家で、子どもころに手伝いに行ったことから、農業に興味を持つようになりました。大学では同級生の半数以上が畜産農家の子弟で、彼らをサポートできる仕事としてJ A を目指しました。」

希望がかない経済部畜産課に配

属された倉下さんは、現在、元牛の仲介や流通に関する仕事を担当しています。

「学校で学んだことに比べて、職場では、より実践的な知識が得られます。今は与えられた仕事に全力で取り組み、徐々に仕事の幅を広げて行ければと思います」と、抱負を語ってくれました。

休日には町内で行われるスポーツ大会やイベントの手伝いを志願するなど、一日も早く町に溶け込もうと奮闘している倉下さんです。

# 温故知新

【425】

苦勞あつてこそ今の幸せ

浅野 栄子 さん



あさの えいこさん / 昭和4年4月、旧東藻琴村（現大空町）生まれ / 84歳 / 達美在住

「長く生きてきて苦勞もありましたが、今が一番幸せです」とこやかな表情で話す浅野栄子さん。現在、ご主人の昭さんと二人でケアハウスつべつに入居し、穏やかに充実した日々を過ごされています。

旧東藻琴村で生まれた浅野さんは、国民学校高等科を卒業すると、昭和18年に札幌の看護学校に進学。戦中から戦後にかけての歴史が大きく動いた時代に、野幌にあった野戦病院で看護婦として命と向き合う日々を過ごします。「戦後間もなくの

# 健康いきいき

認知症高齢者等

SOSネットワーク

津別町の高齢化率は39%と全国的にも高く、その中には認知機能の低下から、日常生活で支援を必要とする方も地域で生活されています。また高齢者が生活する世帯のうち、単身・高齢者夫婦世帯が7割を超えており、今後高齢者が地域で生活していくには、互いの見守りあいが必要です。

津別町では、認知症による徘徊の恐れがある高齢者等が行方不明になってしまった場合に、地域の支援を得て早期に見出し、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる地域をつくることを目的として「認知症高齢者等SOSネットワーク」を整備しています。

「事前登録制度」  
このネットワークでは地域包括支援センターが中心となり、徘徊する可能性の高い高齢者の把握や、地域の関係機関（福祉・医療機関、警察、消防、金融機関、ガソリンスタンド、商工会、自治会、老人クラブ、交通機関等）による緊急連絡体制及び支援体制の構築、徘徊高齢者等発生時の捜索・情報提供に関する協力依頼等を行います。

また、このネットワークでは「事前登録制度」も実施します。事前登録制度とは、行方不明になる可能性のある方の名前や特徴写真などの情報を、本人、家族の同意を得てネットワーク事務局にあらかじめ登録しておく、早期発見に役立てる制度です。

ネットワークの流れについて  
高齢者の行方が分からなくなった場合、①家族等から警察へ連絡、②警察から地域包括支援センターへ連絡、③地域包括支援センターから関係機関等へ協力（情報提供等）を要請、④発見・保護となれば、発見者が警察へ連絡、⑤警察から地域包括支援センターへ連絡、⑥地域包括支援センターから関係機関へ連絡し、捜索終了、といった流れでネットワークが活用されます。

メール配信システム  
「ささえねっと@つべつ」  
津別町では、行方不明者情報を地域の方の協力を得ながら早期発見につなげられるよう、メール配信システム「ささえねっと@つべつ」を運用しています。詳しくは町のホームページや包括たより「木らら」をご覧ください。

# 暮らしを支える 税

町道民税の特別徴収（給与天引）について

町道民税の納め方は、本人が納付書（又は口座振替）で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税分を予め天引きしておく、替わって納める特別徴収があります（年金所得者には年金から徴収する制度もあります）。

普通徴収は、1年分の税額を4回に分けて納めます。特別徴収は、1年分の税額を12回に分けて給与から天引きします。特別徴収の方が、1回あたりの負担額が少なく、しかも納税者の手間は全くありませんので、普通徴収に比べても有利な制度になっています。特別徴収を希望される方は、勤め先へご確認ください。

《事業主の方へお願い》  
所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の町道民税を特別徴収することが法律（地方税法及び町税条例）により義務づけられています。

特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出（毎年1月末まで）する時に、特別徴収分として提出下さい。翌年度から特別徴収を開始します。

また、給与からの天引額は、予め町で計算して通知しますので、所得税のようには、毎回計算する必要はありません。さらに、11月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っていない事業主の方には、ぜひ特別徴収の導入をご検討願います。